

道の駅いぶすき整備・管理運営事業 質問回答

No.	質問対象	対象ページ	質問の内容	市からの回答内容	回答日
1	配布資料	スライド9	スライド9の【整備面】④の項目で「駐車場スペース整備（駐車場68台以上、レイアウトは自由提案）」とあるが、スライド【参考⑥】で黄色く示された範囲に68台を整備すると理解してよろしいですか。	スライド4の「都市公園内（特定公園施設）」で示された緑色の範囲において、68台以上整備するという市の水準を満たした上で、レイアウトは自由に提案していただけます。ただし、国が整備する駐車場のレイアウトは固まっているため、車の動線は【参考⑥】で示すような動線になることが想定されています。	令和8年3月6日
2	公募設置等指針	27ページ	提出書類一覧のうち、様式8「役員等名簿」と様式9「財務状況表」について、既に企業が有している書式の書類を代用し、提出することは可能ですか。	様式8及び様式9については、既に企業で有している書類を代用して提出することを可とします。ただし、それぞれの様式で提出を求めている内容を満たした書類を提出してください。	令和8年3月6日
3	公募設置等指針	19ページ	利便増進施設は、必ず設置しなければならないのですか。	公募設置等指針19ページに記載のとおり、利便増進施設は任意提案により設置することが可能としています。そのため、必ずしも設置する必要はありません。ただし、指宿市屋外広告物条例により、「都市公園」エリアは第2種禁止地域に指定されており、屋外広告物は規制されています。利便増進施設（看板又は広告塔）を設置することにより、指宿市屋外広告物条例第6条第5項（適用除外）の規定が適用されることとなりますので、その点を考慮し、検討してください。	令和8年3月6日
4	公募設置等指針	6ページ	認定有効期間20年間に、公募対象公園施設の解体期間を含むとあるが、都市公園法第6条に基づく占用許可によって、解体期間を充てることはできませんか。	解体期間は占用許可では対応できかねます。ただし、公募設置等指針6ページの(5)に記載のとおり、認定計画提出者と市と協議の上、公募対象公園施設を解体・原状回復せず、設置管理許可を行う場合があるため、その適用で営業期間を延長することは可能と考えています。	令和8年3月6日

5	公募設置等指針	6 ページ	(4)のとおり、指定管理期間は5年ごとに更新するとあるが、20年を超えて事業を継続する場合は、5年間ではなく、例えば1年間や3年間などの期間を設定することは可能ですか。	20年を超えて事業を継続する場合の指定管理期間については、認定計画提出者と市で協議を行い、指定管理期間を決定したいと考えています。質問のとおり、5年間という期間にとらわれず、期間を設定することは可能と考えています。	令和8年3月6日
6	参考資料7		指宿市工場等設置奨励条例に基づく補助金のうち、施設整備費補助金について、今回の事業は要件の③のうち、「ア 新設・増設」、「イ 移転・改築」のいずれに該当しますか。	「ア 新設・増設」の要件に該当します。	令和8年3月6日